

日本博物科学会会則

第1章 総則

第1条 (名称)

1. 本会は、日本博物科学会と称する。
2. 本会の英文名は Japanese Association for Musescience とする。

第2条 (運営主体)

大学博物館等協議会はその事業の一として「日本博物科学会」（以下、本会）を持つ。本会の運営は大学博物館等協議会所属機関の長により組織される本会理事会が所掌する。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

本会は、博物科学に関する課題を個別あるいは総合的に考究し、もって学術・文化・社会の進展に寄与することを目的とする。

博物科学とは博物館等に収蔵されている学術標本資料等を用いた基礎的、応用的研究・教育活動という。

第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 研究発表会、シンポジウム、講演会等の実施。
2. その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員

第5条 (会員の種別)

本会の会員は、次の4種とする。

1. 正会員 大学博物館等協議会加盟の博物館等に所属する教職員で、この会の目的、事業に関心があり入会した個人。
2. 準会員 第一項に定めるもの以外で、この会の目的、事業に関心があり、入会した個人。
3. 賛助会員 この会の目的、事業に賛同し、入会した団体、法人。
4. 名誉会員 この会の事業に著しく貢献が認められた正会員。

第6条 (入会及び会費)

1. 正会員、準会員、賛助会員となるには細則の定めるところにより入会手続きをなし、理事会の議決を経て総会の承認を受けなければならない。
2. 賛助会員は、入会と同時に、本会に対する権利を行使する代表者（以下「団体代表者」という。）として1名を定め、本会に届け出なければならない。団体代表者を変更した場合も同様とする。
3. 会員は、細則の定めるところにより、会費を納入しなければならない。
4. 既納の会費は返還しない。

第7条 (会員の権利)

会員は、次の権利を有する。

1. 総会に出席し意見を述べること及び議決に参加すること。但し、準会員及び賛助会員は議決に参加しない。
2. 研究成果を会誌その他刊行物又は研究発表会において発表すること。
3. 研究発表会、シンポジウム、講演会等の行事に参加すること。

第8条 (会員資格の喪失)

会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

1. 退会
2. 禁治産者若しくは準禁治産者宣告、又は破産宣告
3. 死亡、失踪の宣告、又は団体若しくは法人の解散
4. 除名

第9条 (退会)

退会しようとする会員は、退会届を提出しなければならない。

第10条 (除名)

会員が本会の名誉を著しく傷つけ、又は本会の目的に反する行為のあったときは、理事会の議決を経て、総会の承認を受けたのちこれを除名することができる。

第4章 役員等

第11条 (役員の数及び選任)

1. 本会に次の役員を置く。
 - 1) 会長 1名
 - 2) 副会長 3名以内
 - 3) 理事 複数名
 - 4) 監事 2名以内
2. 理事は大学博物館等協議会加盟機関の長、全員とする。
3. 会長および副会長は、理事の中から選出し、総会で承認する。
4. 監事は理事以外から総会で選出する。

第12条 (役員の仕事)

役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長 本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その業務を代行する。
3. 理事 理事会を組織し、会の運営について協議し、議決する。
4. 監事 会務を監督し、理事会に報告する。

第13条 (役員の仕事)

1. 役員の仕事は2年とするが、再任は妨げない。会長の仕事は連続2期までとする。
2. 補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第14条 (顧問)

1. 本会に顧問を置くことができる。
2. 顧問は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
3. 顧問は、会長の要請に応じ、本会の全般につき助言を行う。
4. 顧問の仕事は2年とする。

第5章 総会等

第15条 (会議の開催)

1. 本会の運営のため次の会議を開催する。
 - 1) 総会 (年1回以上)
 - 2) 理事会 (年1回以上)
2. 総会については会員の1/10以上、理事会については当該構成員の2/3以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。但し、議事について書面をもってあらかじめ意志を表示した者は出席者とみなす。
3. 議事は出席者の過半数をもって議決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第16条 (総会)

1. 総会は、会員をもって構成する。
2. 会長は、博物科学会学術年会開催時に原則として通常総会を招集する。
3. 会長は、臨時総会を招集することができ、また正会員の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、遅滞なく臨時総会を招集しなければならない。
4. 総会の議長は、会長がこれを行う。
5. 次の事項は、通常総会に提出して承認を得なければならない。
 - 1) 事業報告及び収支決算についての事項
 - 2) 事業計画及び収支予算についての事項
 - 3) その他理事会において必要と認めた事項

第17条 (理事会)

1. 理事会は、理事をもって構成する。
2. 会長は理事会を招集し議長となる。
3. 理事会は、本会の年間事業計画・予算計画、会員の入退会・除名等の運営に関する重要事項を協議し、決定する。

第6章 事務局等

第18条 (事務局及び職員)

1. 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
2. 事務局に関する事項は理事会の議決を経て会長が別に定める。

第7章 資産及び会計

第19条（資産）

本会の資産は、次のとおりとする。

1. 会費
2. 事業に伴う収入
3. 寄付金品
4. その他の収入

第20条（資産の管理）

1. 本会の資産は、会長が管理し、その方法は 事会において定める。
2. 会計に関して必要な事項は、別に定める。

第21条（収支決算）

1. 本会の運営の母体は大学博物館等協議会であるが、独立採算とし、会長は、毎事業年度終了後次の各号に挙げる書類を作成し、その監査を受けなければならない。
 - 1) 事業報告書
 - 2) 収支決算書
2. 監事は、前項の書類を受領した時は、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。
3. 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを事務局に保管しておかなければならない。

第22条（事業年度）

本会の事業年度は、4月に始まり、翌年3月に終わる。

第8章 会則の変更並びに解散

第23条（会則の変更）

本会則を変更しようとするときは、理事会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。

第24条（解散）

本会の解散は、理事会及び総会において3分の2以上の議決を経、かつ会員総数の過半数の投票による3分の2以上の賛成を得なければならない。

第25条（解散に伴う残余財産の処分）

本会の解散に伴う残余財産は、理事会及び総会において各々の3分の2以上の賛成を得て、本会の目的に類似の公益法人等に寄付するものとする。

第9章 補足

第26条（細則の施行）

この会則の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

付則

1. この会則は、平成21年5月22日をもって施行する。
2. 本会設立当初の事務局は、九州大学総合研究博物館におく。

日本博物科学会細則

本会の運営に関しては、会則に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

第1章 入会及び会費

第1条（入会手続）

会員になるには、所定の入会申込書を事務局に提出するものとする。

第2条（会員資格の取得）

1. 会長は、理事会の議決を経て、総会における入会の承認があったときは、すみやかにその旨を当該申込みしたものに通知するものとする。
2. 会員は、会長からの通知をもって資格を取得する。
3. 名誉会員は、理事会が推薦し、総会において承認する。

第3条（正会員から準会員への資格変更）

正会員が大学博物館等協議会加盟の博物館等の所属でなくなり、本人から退会の申し出がない時は、準会員となる。

第4条（会費等）

1. 会費は当面の間徴収しない。
2. 学術年会参加費は参加者より別途徴収する。

第2章 役員等

第5条（役員の定数及び選任）

1. 会則第11条第1項に定める役員の定数及び選任は、当面の間下記によるものとする。
2. 会長及び副会長は、大学博物館等協議会の会長及び副会長の兼務とする。
3. 監事は、大学博物館等協議会の監査が所属する大学博物館等の館員とする。

第3章 会務

第6条（事務局）

事務局は当面大学博物館等協議会会長校に置く。

第7条（理事の担当）

1. 本会の会務を執行するため必要な部門を置き、会長及び副会長を除く理事の中から担当理事を定める。
2. 第1項に規定する担当理事は、理事会で定める。

第8条（委員会）

1. 会務を執行するため必要のあるときは、委員会を設けることができる。
2. 委員会に関する規定は、理事会が定める。

付則

1. この細則は、平成 21 年 5 月 22 日をもって施行する。

付則

1. この細則は、平成 29 年 6 月 22 日をもって施行する。